

豊橋市民文化会館

施設利用料金の限度額

施設名	時間 区分	午前	午後	夜間	全日	備考	
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで		
豊橋市民文化会館		円	円	円	円		
	第一会議室	<u>1,940</u>	<u>1,940</u>	<u>2,650</u>	<u>6,530</u>		
	第二会議室	<u>1,460</u>	<u>1,460</u>	<u>2,090</u>	<u>5,010</u>		
	第三会議室	<u>1,940</u>	<u>1,940</u>	<u>2,650</u>	<u>6,530</u>		
	第四会議室	<u>3,990</u>	<u>3,990</u>	<u>5,320</u>	<u>13,300</u>	マイクロホンの利用を含む。	
	第五会議室	<u>3,990</u>	<u>3,990</u>	<u>5,320</u>	<u>13,300</u>	マイクロホンの利用を含む。	
	第六会議室	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>920</u>	<u>2,220</u>		
	第七会議室	<u>1,460</u>	<u>1,460</u>	<u>2,090</u>	<u>5,010</u>		
	第一展示室				<u>12,570</u>	利用時間にかかわらず全日の料金とする。	
	第二展示室				<u>8,640</u>	利用時間にかかわらず全日の料金とする。	
	ホール	平日	<u>7,060</u>	<u>11,300</u>	<u>15,090</u>	<u>33,450</u>	
		日曜日、土曜日及び休日	<u>9,590</u>	<u>15,330</u>	<u>20,470</u>	<u>45,390</u>	
	楽屋(1)	530	530	<u>680</u>	<u>1,740</u>		
	楽屋(2)	350	350	530	1,230		
楽屋(3)	350	350	530	1,230			
リハーサル室	<u>2,500</u>	<u>4,220</u>	<u>5,800</u>	<u>12,520</u>	マイクロホンの利用を含む。		

西川芸術練習場	ホール	1,750	1,750	2,300	5,800	マイクロホンの利用を含む。
	楽屋	550	550	700	1,800	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 3 入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の倍額とする。
- 4 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。
- 5 練習又は準備のためホールを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の5割に相当する額とする。

附属設備利用料金の限度額

舞台	施設名・等級・種別	時間	午前	午後	夜間	全日	備考
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
照明装置	一級	フットライト ボーダーライト サスペンションライト アッパーホリゾントライト ローアホリゾントライト	円	円	円	円	カラーフィルターを含まない。

豊橋 市民 文化 会館	ト フロントサイドスポッ トライト シーリングスポットラ イト ステージスポットライ ト センタースポットライ ト ストリップライト オーロラマシーン	一式	<u>8,730</u>	<u>8,730</u>	<u>13,770</u>	<u>31,230</u>	
	二級	ボーダーライト $\frac{1}{2}$ サスペンションライト 3KWまで シーリングスポットラ イト $\frac{1}{2}$ フロントサイド スポットライト $\frac{1}{2}$ 各ボーダーコンセント 3KWまで アッパーホリゾントラ イト	一式	<u>4,680</u>	<u>4,680</u>	<u>6,820</u>	<u>16,180</u>
	三級	ボーダーライト $\frac{1}{2}$ シーリングスポットラ イト $\frac{1}{2}$ フロントサイド スポットライト $\frac{1}{2}$	一式	<u>2,340</u>	<u>2,340</u>	<u>3,510</u>	<u>8,190</u>

備考 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき
（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9
時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時

間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

施設名	時間 区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
豊橋市 民文化 会館	拡声装置	<u>1,270</u>	<u>1,270</u>	<u>1,800</u>	<u>4,340</u>
	ピアノA	<u>5,420</u>	<u>5,420</u>	<u>7,660</u>	<u>18,500</u>
	ピアノB	<u>1,910</u>	<u>1,910</u>	<u>2,540</u>	<u>6,360</u>
	舞台用踊り台	<u>580</u>	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,900</u>
	映写機	<u>740</u>	<u>740</u>	<u>990</u>	<u>2,470</u>
	オーバーヘッドプロ ジェクター	180	180	240	600
	液晶プロジェクター	<u>580</u>	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,900</u>

備考 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以降のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。